

学校危機管理マニュアル（地震発生時編）

板橋区立成増ヶ丘小学校

I 事前の危機管理

1 安全点検実施計画

(1) 目的

児童の学校生活をよりいっそう安全にするために、毎月 1 回、校舎内外の施設、設備の安全を点検し、事故防止に努める。

(2) 期日

毎月 1 回、安全指導の日を実施することを原則とする。

(3) 場所

①校舎内 …………… 教室、廊下、流し場、トイレ、非常口、ホール、非常階段、玄関、昇降口
消火栓、防火扉など

②校舎外、体育館… 校庭、遊具、校舎裏、物置、地下倉庫、花壇、体育館内など

(4) 方法

① 〈A〉 月 1 回、安全点検の日に清掃担当場所の点検を行う。

〈B〉 年 3 回、各学期に校舎内外の点検を 3 班に分けて行う。

A班……4年・専科(少人数) (外) 6年・専科(音楽) (内)

B班……3年・専科(理科) (外) 5年・専科(英語) (内)

C班……2年・専科(図工) (外) 1年・専科(養護) (内)

② 危険箇所、破損箇所を点検カードに記入し、係りに提出する。

③ 用務員、事務室は速やかに処理をする。

(5) 年間計画

各月の安全指導日に行う。

***4月、10月、1月は班ごとの点検も行う。**

4月…A班

10月…B班

1月…C班

2 避難訓練年間計画

	予告	想定災害	指導の重点
4月	○	地震	<ul style="list-style-type: none"> 基本経路の確認 緊急地震速報配信時の行動方法 地震時の避難の心得と身の守り方の徹底
5月	○ 保護者へ手紙	広域に及ぶ重大災害 保護者への引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態に際して児童を保護者に確実に引き渡す。 地域との連携
6月	○	地震・火災 家庭科室より出火	<ul style="list-style-type: none"> 休み時間の避難方法の徹底 突発時の対処方法 東階段使用不可
7月	○	不審者侵入	<ul style="list-style-type: none"> 不審者侵入時の緊急避難の仕方を身に付ける。
9月	○	集中豪雨 集団下校	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態に際して集団下校を行う。 方面別の集まり方
10月	○	火災	<ul style="list-style-type: none"> 起震車・煙体験 (4・5年は体験実施→行事1)
11月	予告なし	火災 理科室より出火	<ul style="list-style-type: none"> 煙に対する心得 避難経路の確認 西階段使用不可
12月	予告なし	地震	<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報配信時の行動方法の徹底 地震時の避難方法の徹底
1月	日にち予告有 時間予告無	火災 変電室より出火	<ul style="list-style-type: none"> 煙に対する身の守り方の徹底 避難経路の確認 中央階段使用不可
2月	予告なし	火災 職員室より火災	<ul style="list-style-type: none"> 放送機器使用不可時の通報の徹底 中央階段使用不可
3月	予告無 (教員含)	地震・火災 主事室から出火 (<u>児童・職員予告なし</u>)	<ul style="list-style-type: none"> 一年間のまとめと反省 中央階段使用不可

※地震時の避難訓練では、毎回、緊急地震速報の警報音を鳴らす。
警報音が聞こえたら、危険を回避する行動をとる習慣を身に付けさせる。

II 地震発生時の危機管理（緊急地震速報発令時）

1 児童・生徒が校内で活動中

(1) 教室にいる場合（机等がある場所）

○上から物が「落ちてこない」横から物が「倒れてこない」場所に身を寄せる。

机の下にすぐに頭から隠れる → 椅子の足をしっかり持つ。

(2) 廊下等、机がない場所にいる場合

○上から物が「落ちてこない」横から物が「倒れてこない」場所に身を寄せる。

照明器具、エアコン、スピーカー等の落下、窓などガラスの破損、棚などの転倒に注意

○天井のある体育館では、天井材、照明やバスケットゴールなどの落下に注意する。

体育館内が危険な状態にあり、外の方が安全な場合は、すぐに外に避難することも想定する。

2 登下校中

○上から物が「落ちてこない」横から物が「倒れてこない」場所に身を寄せる。看板や屋根

瓦、窓ガラス、ブロック塀、自動販売機などから離れる。

ランドセルやかばん、手提げ袋などで頭を守る。

○揺れが収まったら、学校（又はあいキッズ）か自宅、或いは近くの避難場所へ行き、大人の助けを求める。自宅に戻っても自宅に入れない場合は、学校（又はあいキッズ）に行く。

3 校外学習中

○上から物が「落ちてこない」横から物が「倒れてこない」場所に身を寄せる。

外にいる場合は、登下校中と同様にする。室内にいる場合は、校舎内にいる場合と同様にする。

○現地と学校との連絡

学校と連絡をとり、校長の指示を受ける。連絡がつかない場合は、現地の責任者の判断で行動する。

○交通機関等を利用している場合は、係員の指示で行動する。

○学校へ戻ることが困難な場合は、現地で保護者に引き渡すことも想定する。

4 水泳指導中

○水の中にいる場合は揺れに気付かないので、指導者が地震であることを知らせ、直ちにプールサイドに上げる。

○プールサイドのフェンスなどにしっかりつかまり、波に巻きこまれないようにする。

○指導者は、水の中に児童・生徒がいないか確認する。

○揺れがおさまったら広い場所に避難する。

5 二次災害への対応

ア 火災の対応

○火災発生時の対応マニュアルによって避難する。

イ 津波の対応

○高台や避難ビル等へすぐに避難する。

ウ 液状化

○水を含んだ砂質土や砂地盤や河川氾濫など、液状化の可能性のある場所では、校舎そのものには支障はないが、校庭への避難などの際に注意が必要である。

6 下校後、あいキッズ活動中

○あいキッズ職員と連携を取り、安全な避難場所の確保や児童の把握、保護者への引き渡しの一元化を図る。（あいキッズ活動中の児童については、あいキッズ職員が児童の保護・安全確保を行うが、学校が火災、倒壊、避難用扉閉鎖等の場合は、校長の指示に従う。）

7 休日・夜間等、職員が学校に不在の時に災害が発生した場合の対応

- 学校の近くに在住している職員は、自宅の安全を確認した後、直ちに学校に行く。
- 校長は直ちに職員を学校に集合させる。
- 学校の被害状況を点検する。
- あいキッズ活動中は、あいキッズ職員が保護・安否確認を行う。
- 児童・生徒の安否確認をする。
電話やメールによる連絡。場合によっては避難所を巡回して児童・生徒一人一人安否を確認し、学校再開に向けて連絡が取れるようにしておく。
- 避難所開設の支援をする。

○東京都指定広域避難場所（二次避難場所） 光が丘公園

地震発生時（緊急地震速報発令時）



校長（不在時は副校長）		全体指揮
副校長（不在時は職員室執務者）		放送指示 出火の有無を確認 避難指示
登校時	担任	校庭で児童の登校を待ち、安全に登校できたか、人数確認
	専科教諭	電話対応
	事務 用務委託業者	校舎内外 安全確認
授業中等	授業者	児童を机の下にもぐらせる 出入り口の確保 放送指示により避難
	事務 用務委託業者	校舎内外 安全確認
休み時間等	学年主任	校庭で避難してくる学年児童の管理
	その他教職員	校舎内の児童の避難誘導
	事務 用務委託業者	校舎内外 安全確認
下校時	学級担任	地震の規模により保護者へ引き渡し

※ 避難時には学級表示のされている出席簿を必ず持つ。

Ⅲ 事後の危機感理

保護者への引き渡し

(1) 避難経路

- ①引き渡しは各教室で行う。
- ②上の階の児童から引き渡す。
- ③中央階段は上り専用、東西階段は下り専用とし、混雑を避ける。
- ④児童一人に対し、保護者一人で引き渡しを依頼し、混雑を避ける。
- ⑤正門は入口専用、南門は出口の一方通行とする。

(2) 引き渡し時の注意事項

- ①児童の引き渡しは、保護者の方、又は「児童・生徒個人カード」に記載されている緊急時引取者に限る。
- ②板橋区学校等緊急連絡メールで、引き渡し実施について保護者に知らせる。